

この附帯決議についてですが、非常に私は遺憾に思っております。先ほど定家局長がおっしゃっていたような基準の見直しについても、低所得者世帯に合わせていく、均衡を図りながらというお話がございましたけれども、どんどん低くなっていく年金高齢者に合わせて、より生活困窮者の人たちがどんどん引下げをしていくというようなやり方で本当にいいのかどうか。

本来、二十五条で示される健康で文化的な保障すべき基準をもう一度見直す必要があるのではないかと、ここに、例えばこの附帯決議でいうと、五番では、生活保護法の六十条で、本来であれば、適正な指導、指示、あるいは助言指導や相談支援を行うべき、行うことでよいにもかかわらず、このような、無理やりパチンコとか家計支援に結びつけるような形での言葉が入ったりと、か、あとは、医療機関との連携を図つてと言いつつ、医療機関の取締りはやらない。生活扶助、要は生活保護、医療扶助を狙っているような医療機関にやるのではなくて、当事者だけにこういうような偏見を生んでいるだけのように思っています。

そして、この一番が今の基準に絡まってくるところなんです、一番は、高齢者、よりふえていく高齢者、今回は若年層と高齢者を一緒にしたとして、そして全体の生活扶助額を下げたと言わざるを得ない状況の中に、更にこれから引締めをしていくということ、ここに書かれているかと思えます。

そして、本来、附帯決議としたら、この手の法律の場合は、例えば、この間に問題になった大学の一時金については、今でもある間違つた事例、収入認定してしまつたとか、そういうようなことは行わないように周知徹底するとか、あとは、学習支援費の実費払いについても、そもそも子供が領収書をその都度とっていくのも困難だ、そういうことを鑑みて、基準額上限までは申出に基づいて、学証資料がなくても支給するように配慮を行うとか、そういう趣旨が、性質が附帯決議なのではないかと私は思っております。

ないかと私は思っております。このことに関して、積極的に取り組んでいきたいという発言のあった加藤厚労大臣に、どのような受けとめていらっしゃるのか、どのように行っていくのか、お伺いしたいと思います。

○加藤国務大臣 今、委員がおっしゃった、このことについてということですが、今、委員が御主張になった、この附帯決議に盛り込まれていない、そういった要因についてということですか。それとも、この附帯決議についてということでしょうか。(池田(真)委員「附帯決議全体」と呼ぶ)

この附帯決議については、先般、この委員会において御決議いただき、可決をいただいたわけでありまして、私どもとして、その趣旨を十分尊重して努力していく旨、述べさせていただいたところでありますので、これから、今後の検討において、今回の附帯決議も踏まえつつ、進めさせていただきたいというふうに思っています。

○池田(真)委員 進めるといふのは、そういう強化、取締りをやるということですか。

○加藤国務大臣 この検討の中に、この文章以外にどういった思いが込められているか、どうかはちょっとわかりませんが、まさにこの文章をそのまま受けると、それぞれ検討していくということでありまして、これから検討していく中において留意すべき等と書いてございいます、あるいは、こういう点を踏まえるということも書いてございいますから、そういったこともしっかりと踏まえながらやらせていただく、こういうことであります。

○池田(真)委員 今回の基準の見直しについて、そして今の前向きな答弁がなかったのも非常に残念に思っておりますけれども、ただ、申し上げたいのは、今回の基準、基準部会という形で決定とおっしゃいますけれども、やはり明確な資料、データはないと思います。先ほどから、合理性といったものの、年齢区分についての根拠といったものが本当になくて、恣意的に操作されたのではないかと思っております。

か私は思えませんし、そうでないのであれば、データをきちんと示していただきたいというふうに思っています。

どうしたら、こういう科学的な根拠をきちんと持つて、十八から六十四歳までの年齢区分を行ったのか、そしてデフレ調整を行わなかったのか、ということもあわせて、非常に不可解だと思いますので、このことを申し上げ、そしてもう一点、冒頭に申し上げました働き方改革においても、データがこのような不適正な状況でありますから、まずは審議の大前提といたしまして、データをきちんとしていただきながら情報を公開して、十分な審議をしていただきたいというふうに思っております。

それを要望いたしましたして、質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

○高島委員長 次は、尾辻かな子君。

○尾辻委員 おはようございます。立憲民主党・市民クラブの尾辻かな子です。

きょう、生活保護法、困窮者自立支援法の補充質疑ということですが、その前に、きょう、理事会の方に、労働時間実態調査についての報告書が出てきました、調査結果が出てきましたので、まず、それについてお伺いをしたいと思います。

この労働実態調査は、七十年ぶりの労働基準法改正のものになる調査ですね。そのものになる調査が何と二割も不適切だった。これでどうやって、これから私たちはこの働き方改革法案を審議するのでしょうか。前提が崩れているというか、労働者の全てにかかわる法律をこれから議論しなければいけないのに、その前提となる調査が、こんな二割も間違つたものがある、そんなものを出されてきて、法案審査の前提が崩れている、もう撤回していただくしかない私は思うんです。

まずお聞きしますが、今回によって、一日の労働時間も撤回だということ、平均は、前回、一般労働は九時間三十七分というところで提示をいただいていたと思います。今回、二割削減された後の平均の一日の労働時間、一般の方の労働時間は

何分になったか、もしおわかりでしたら教えてください。

○高島委員長 速記をとめてください。

(速記中止)

○高島委員長 速記を起こしてください。

○加藤厚労大臣 速記を起こしてください。

○加藤国務大臣 失礼いたしました。

先ほど委員御指摘の九時間三十七分という、まずこの数字、これは委員会御指摘をいただいて、当時の精査する前のデータは一時間三十七分というのが時間外の数字でありました。それに法定労働時間というところで八を足したことで、これについても、法定労働時間を足すのか所定労働時間か、こういう御議論があったわけでありまして、その議論はそれとして、我々も反省しなきゃならない点であります、そこで使った一時間三十七分の対比で申し上げさせていただければ、今回は一時間三十三分ということになるわけでありまして。

○尾辻委員 わかりました。

それで、この今回の労働時間等実態調査というのは、第百三回の労働政策審議会労働条件分科会、二〇一三年九月二十七日に行われたものですけれども、ここで村山労働条件政策課長は、本分科会で労働時間法制について調査審議をいただきます際には、いつも、まずもって今後の労働時間法制等の検討の際に必要となる実態につきまして把握を行っている、その調査結果がまとまり次第、本分科会に詳細に御報告申し上げ、議論の出発点にさせていただければと考えております。

この議論の出発点が、今完全に崩れてしまったわけですね。正直言いまして、労働時間の調査、労働時間の把握もすっかりできていないのに、どうやってこれから、高度プロフェッショナル制度といった労働時間規制を外すとかそんな議論、現状がわからないのに議論できるんですか。前提が、私は崩れたと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○加藤国務大臣 もちろん、今回の労働等実態調

査の結果、これも含めて労働政策審議会で議論をしていただいたということ、それは御指摘のとおりであります。

ただ、今言った高度プロフェッショナル制度について具体的にこの統計資料を使っていたかというよりは、むしろ、長時間労働の是正あるいは割増し賃金、こういったところにおいて御議論に供されてきた、こういうふうな承知をしているところでありますが、そうした長時間労働の是正とか、中小企業においても割増し賃金を適用していくということ、これのみならず、その必要性は労働政策審議会でも確認をされていたところでありますので、それに沿って御審議をお願いしたいというふうに思っております。

○尾辻委員 私は、政府は法案を撤回して、新たに実態を調査した上で議論をやり直すべきだと強く求めています。

次に、これも、もう一つちょっと、理事会に出してきたので、済みません、今お聞きしておきたいと思えます。

野村不動産の過労死をめぐって、復命年月日から支給決定までどれくらいかかるのか出していただきたいということを出していただきました。百四十一件、平成二十九年度には過労死事案があった。その中で、二カ月以上三カ月未満、四カ月以上というのはたつた四件、百四十一件中たつた四件しかないということで、この野村不動産の過労死の事案は、十月に復命年月日があつて十二月に支給決定ですから、二カ月あるわけですね。ということ、百四十一件においては、かなりこれは異例だったということが言えると思ふんです。

復命年月日から支給決定まで平均八、一日ですから、なぜこれだけ、この四件ですけれども、あるわけで、これは、私たちから見ると、引き延ばしをされたのではないかと、時間稼ぎをされたのではないかと、その間に特別指導というスキームをつくったのではないかと勘ぐりたくなるわけであります。

このことについて、なぜ、この野村不動産は、

こんなに長くかかったのは異例というふうに、大臣、お認めになりませんか。

○加藤国務大臣 先般も答弁をさせていただきましたので、十二月中旬に労災決定があつたものについて出してほしいということを出した、それは二件ということですが、ただ一方で、今回の場合の過労死の関係でどこまで個人情報公開できるかということ、そういった点も踏まえて、どちらであるとか、そうであるということについては答弁は控えさせていただくということ、でやらせていただいているので、今委員御指摘のようになら、どっちかが、これを前提にということになるとなかなか説明しづらいところはあります。

ただ、要するに、監督官が一応これを調査した、その後、署として最終的にそれを確定する、その作業の間の時間ということになるわけでありますが、それはそれぞれの状況状況によつて、今ここに示しになるように場合によつては四カ月以上かかるものもありますし、この間、たしか局長が、ほとんど即断即決みたいな答弁もしていたというふうに思いますが、そういった事例もあると思ひますので、これはそれぞれ状況状況に応じて、その間の時間がかかったりからなかつたり。

ただ、一般的に、かかる場合というのは、最初の方が、最初というか、監督官が調べた中身について相当精査をする必要があつた、こういった場合においてはどうしてもそうした時間がかかってくる。

こういうことで、別に、私ども、要するに、労災の認定と特別指導のお話ということはありませんけれども、それはそれぞれ別々に物事を進めておりますから、特別指導があるからといって労災認定をいたすに遅くなる、そういうことは全くありません。

○尾辻委員 これは、一カ月以上ある事案ということで出していただきました。

これはちよつと理事会にお諮りいただきましたいんですけれども、じゃ、一カ月より前の段階、一週

間で出たものは何件あるのか、この百四十一件のうち、二週間で出たもの、三週間で出たもの、三週間から四週間で出たものというところで、ちよつとここ、もう少し詳しく資料をいただきたいんですけれども、理事会でお諮りいただけますでしょうか。

○高島委員長 後刻、理事会で協議いたします。

○尾辻委員 結局、なぜ私たちが野村不動産の過労死事案をこれだけ言うかということ、一つは、結局、裁量労働制の違法適用というものが過労死などという悲劇的なことが起こらないと見つかからないのではないかとということがあるわけですね。そうすると、今までの御答弁されていた、裁量労働制は、私たち、ちゃんとわかりますよ、違法適用があつたら指導しますよということではないわけですね。ですから、裁量労働制の拡大、そしてスーパー裁量労働制とも言える高度プロフェッショナル制度、それを導入する上で、こういう濫用事例でもって広げていくというのは、私は、これはおかしいんじゃないかということを申し上げておきたいと思ひます。

それでは、済みません、もとの質問に参りたいと思ひます。

まずは、ジェネリックのことについてお聞きしたいと思ふんです。

私、ジェネリック医薬品が今回から、原則、後発医薬品によりその給付を行うものとする、第三十四条を要するということなんです。ただ、その通知を手に入れて、ちよつと皆さんのお手元にもお配りをさせていただいているかと思ふんですけれども、この通知を見ていると、おかしなことに気がついたんですね。

それは何かというと、この生活保護の医療扶助における後発医薬品に関する取扱いの通知というのは、平成二十五年五月十六日に出ているんです。これは、今回の、被保護者に対し可能な限り後発医薬品を使用することを促すことという努力義務の法律が通る前にこの通知は出されているんですよ。

この通知における、既に、2のイのところとかで、「処方医が一般名処方を行っている場合または銘柄名処方であつて後発医薬品への変更を不可としない場合には、後発医薬品を原則として使用することとする」というふうに、前回の法改正より以前に、通知文でいきなり原則化ということが書かれているんですが、この通知は法令を超えていますか。

○定塚政府参考人 御質問いただきました通知でございしますけれども、今御指摘いただいた部分、後発医薬品を原則として使用するという部分が含まれておりますけれども、その後、同じ通知の中で、「先発医薬品の使用を希望する者に対しては、薬局において、先発医薬品を希望する事情等を確認した上で、先発医薬品を一旦調剤し、その先発医薬品を希望する事情等を福祉事務所に伝達する」ということとしておられるところでございます。

したがいまして、現行の取組では、患者が希望した場合に、今申ししたようなことを経て、一旦、先発医薬品が薬局において給付されるという仕組みとなつておられるということで、現在の法律の規定にのつとつた仕組みであると考えているところでございます。

○尾辻委員 いや、のつとつていないと思ふんですけれども。特に、ウの部分です。先にイがあるわけですね。順番でいうとイが先になつていくわけ。

この通知なんですけれども、どの根拠法によつてこの通知は出されたんですか、当時。

○定塚政府参考人 この通知は、前回、二十五年の生活保護法を改正した後に、その生活保護法改正法ののつとつて出したものでございます。

○尾辻委員 いや、五月十六日というのは、法案は通つていないですよ。もう一度答弁ください。

○定塚政府参考人 失礼いたしました。訂正をいたします。

二十五年の法改正以前でございまして、法改正



に向けて検討している段階でこの通知を出したというところでございます。(尾辻委員「根拠法令は」と呼ぶ) 根拠法令という意味では、一般的に、生活保護法に基づいてその取扱いをどうするかというところ、生活保護法の各種通知を出しておりますので、その一環の通知ということでございます。

○尾辻委員 どこに、処方医が一般名処方を行っている場合又は銘柄名処方であつて後発医薬品への変更を不可としない場合、後発医薬品を原則とするというように法令に書かれていないんですか。

○定塚政府参考人 当時、そのような条文はもろなかつたわけでございますけれども、生活保護法のもとで生活保護の運用をどうするかということをお示しをされているというものでございます。

○尾辻委員 いや、これは完全に法令を超えていると思ひますよ、通知が。

では、どの条文でしょうか。

○高島委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○高島委員長 速記を起してください。

○定塚政府参考人 失礼いたしました。

生活保護基準につきましては、生活保護法の八条の中で保護の基準が定められており、その中で、保護の基準については、「必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならぬ」というような考え方が示されているところでございます。

こうした考え方に基きまして、生活保護法のものとの各種通知が出されているところでございます。

○尾辻委員 いや、これは全然、根拠法令になつていなくて、それも、これは前回の改正前なんです。後発医薬品が努力義務になる法案が衆議院を通る前に、先に通知で、原則ですよというのを通知で出している。これはおかしくないですか。

○定塚政府参考人 先ほども申したとおり、原則として、この通知には記載はありませんけれども、その後に、本人が希望する場合には先発品を一旦調剤するという部分があるわけでございますので、そうした意味で、今回の改正をしようとしている内容とは違うということでございます。

○尾辻委員 いや、私、今回の改正について聞いておりません。

とにかく、前回のところでは、被保護者に対し、可能な限り後発医薬品の使用を促すこと、促すことと書いてあるんですよ。可能な限り使用を促すと、原則として後発医薬品を使用することとするは、これは全然違うことです。この法案をやる前から通知でこんなことをやっているつて、いいんですか。

そこで、別添一と二がありますということなので、別添一と二をちよつといただいて、添付につけております。

そこでも、例えば、生活保護法の指定を受けている薬局の方へということ、下の箱のところを見ていただきたいんですけど、丸が三つ、①、②、③があります。②のところ、「生活保護では、医師が後発医薬品の使用が可能であると判断した場合は、原則として使用して頂くことにしています。」

前回の努力義務の改正の前に、こういうことを薬局に通知してくださいという様式例で、厚生省、こんなものを出しているつて、いいんですか。

○高島委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○高島委員長 速記を起してください。

○定塚政府参考人 申しわけございません。今御指摘いただいた資料がわからないので、もう一度いただければと思いますけれども。

○尾辻委員 配付資料をお手元にお配りしているかと思ひます。再度確認をしてください。

○高島委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○高島委員長 速記を起してください。

○定塚政府参考人 申しわけありません。資料が手元になつたため、大変失礼をいたしました。先ほど申したように、この通知は法改正の前に発出をしているわけでございまして、この通知の考え方に基き、今御質問いただいた資料は出しているものと考えております。

なお、この通知の考え方でございますけれども、前回の二十五年度改正のときにも、もちろんこの考え方について十分議論がされて、その上で二十五年度の改正がされておりますので、その時点で検討した上で、法律と通知に整合性があるというふうに判断されたものと理解しております。

○尾辻委員 ですから、改正後はそうかもしれませんが、改正前に出るといふことは、整合性がとれていないんじゃないですかということをおし上げておきます。

逆説的に言いますと、通知でここまで強く書いているということ、今回、じゃ、わざわざ改正する必要はあるんですかという議論も起こってくるかと思ひます。

一点だけ違うのは、今回の改正が行われると、患者本人が希望しても、先発を希望しても、患者本人の希望だけでは先発薬を処方してもらうことができないという、患者本人の希望を無視することになるような気がするんですね。つまり、生活保護以外の方は選択肢があるわけですね。安い方がいいと言へば、後発医薬品。でも、自分は飲みなれた方がいい、先発医薬品。ですけれども、生活保護の方にはこの選択肢がない。法律がこんな不公平なことをしているのかという部分については、私は非常に疑問を持っているということをお伝えしておきたいと思ひます。

次に参ります。

添付資料にあります、京都新聞でございます。京都新聞が三月二十九日にこのような報道をされましたということを出しております。

こは、滋賀で、計十四自治体を京都新聞が調べたところ、生活保護のしおりの不適切な記載が見つかったということでありまして、例えば、ある市は、独身女性は妊娠が判明した時点で、子の父親から支援を受けられると判断し、廃止となる場合がある、自動車も、保有、使用は認めないといふ書いていたり、現在は努力義務にとどまるジェネリック医薬品について、使用してもらいますと掲載していたり、自分が生活保護を受けたからといってむやみに友人や知人を誘い入れることはできない、こういうしおりがどうも自治体では配られているということなんですから、これは厚生労働省として把握されておりますか。そして、何か指導されておりますか。

○定塚政府参考人 今御指摘、御紹介いただきました報道のありました滋賀県内の自治体で策定していた保護のしおりの内容、生活保護受給の要件について不正確な記載があつたり、あるいは申請をためらわせるような記載が含まれており、不適切な部分があつたというふうに理解をしております。

今回の事案を受けまして、滋賀県において、御指摘の四市に対して直ちに指導を行ひまして、不適切なものについては、既に使用を中止するなど、是正をしていると報告を受けているところでございます。

○尾辻委員 問題は、新聞報道などで報道されないと、結局は正されないんじゃないですかということをおしは問題だと思つておられるわけですね。新聞がやつて初めてわかるということ、そうすると、今もいろんな自治体に、もしかしたらこういう不適切なことはあるかもしれないよ。

一点だけ。資料の中にあります、「医師がジェネリック医薬品を使用できると判断した場合に、ジェネリック医薬品を使用してもらいます。」これは今回、不適切だということで、滋賀県は削除したわけですね。でも、先ほどの通知の中でいうと、これは不適切かどうかわからないですよ、これ、ということもあるんじゃないかという、これ



も、ちよつと時間がないので指摘だけにしておきたいと思ひます。

次の質問に参りたいと思ひます。

生活保護法六十三条の件であります。六十三条は、生活保護を受けた後に、例えば、田舎にある不動産が売れた、年金をさかのぼって受けることができたというときに、それまで受けてきた保護費を返還しなければいけないよとか、あるいは、役所が間違つて払い過ぎたときに保護費の返還を求める、これは六十三条です。この六十三条返還権について、今回、七十七条の二は、「国税徴収の例により徴収することができ。」というふうにされたわけです。これによって、六十三条返還権は税金と同じ扱いになって、非免責債権、つまり、自己破産しても免れることができないという扱いになったわけです。

このような取扱いは自治体から求めがあったということなんですけれども、この非免責債権化は悪影響を及ぼすのではないかという意見があつて、日弁連からも、七十七条の二の第二項、また、返還債権を生活保護費から天引きを可能にする七十八条の二については、削除されるべきという意見書が出ております。

つまり、今までであれば、この国税徴収というのは、不正受給の場合のみ国税徴収ということだったんですね、国税と同じ徴収の例にすることにしたんです。でも、ただの悪意のない受け取り過ぎもこのように非免責債権化するというのは、これは私、やり過ぎじゃないかと思うわけです。

社会保障審議会の部会でも、報告書の中に、生活保護の返還金の取扱いということで、福祉事務所の算定誤りに係る返還金を保護費との調整対象とすることは慎重に検討すべきという意見、また、先日、参考人であられた早稲田大学の菊池先生も同様の発言をされております。

まず、この福祉事務所の算定誤りに係る返還金、これは保護費との調整とするのはやめるべきだと思いますが、いかがですか。

○定塚政府参考人 ただいま御指摘いただきました改正につきましては、現行の六十三条の返還金には、二十五年改正において、不正受給に係る返還金、これは国税徴収の例による徴収ができるようにしたわけでございますけれども、同じような規定を置いていないということから、特に自治体から、資力がある要保護者が自己破産した場合に、その返還金債権が破産管財人によるへんば行為の否認権の行使の対象となつて、福祉事務所が回収できないという事態が生じている、こういう問題があるので改正してほしいという意見が行われ、地方分権改革等でも議論が行われたという経緯でございます。

こうした経緯で改正をしたいと考えているわけでございますけれども、御指摘の福祉事務所の算定誤りの場合の返還金につきましては、部会の中でも先ほど御紹介いただいたような意見があるところでございますので、省令におきまして、七十七条の二により徴収できるところから除外する方向で検討しているところでございます。

○尾辻委員 省令により除外する方向ということなので、これは省令で除外するようにお願いしたいと思ひます。

更に聞きますが、七十七条の二の第二項、国税徴収の例ということですが、そうしますと、国税徴収と一緒にということですから、理論上、生活保護の方の資力の差押えができるようになるということになるんですか。理論上です。

○定塚政府参考人 御質問いただいた点については、理論上、国税徴収の例により徴収を行うということでございますので、返還額の決定を始めた一連の徴収手続が同じように適用されるということでございます。

○尾辻委員 これは不正受給じゃないんですよ。ただ単に、例えば、年金とかが後から入つてきた。でも、もう使つちやうっている人だっているわけですよ。それで直接、生活保護の方の資産の差押えができるようになったら、困りませんか。何かでこれはちゃんと抑止をすべきだと思います

が、いかがですか。

○定塚政府参考人 現行の不正受給に係る費用徴収におきましても、被保護世帯の保護金品及び最低生活を維持するに当たつて必要な程度の財産の徴収は行わないということ、これをお示ししているところでございます。今回の返還金の費用徴収に当たつても、これと同様の対応をするということを考えているところでございます。

○尾辻委員 とにかく、差押えとかしてしまつて、生活する人の生活が成り立たなくなるようなことというのは絶対にやめていただきたいと思ひます。

あと、七十八条の二なんですけれども、先ほどの話と最初の質問ともちよつとかかわつてきますけれども、天引き徴収を可能にするわけですよ。役所のケースワーカーさんと生活保護の方というのは対等では、私はないと思うんです。どうしてもケースワーカーさんの方が影響力がある、強い。その中で、あなたには払い過ぎたからねとか、年金もらつちやうつたからね、だから、この分はちよつと生活保護から差し引かせてもらうからねというふうなことを今回可能にするわけですよ。これはさすがにちよつと、ケースワーカーが、いや、同意と言つていますけれども、本人の同意というものが、力の差によつて同意したことになつてしまいませんか。大丈夫ですか。

○定塚政府参考人 御指摘のような懸念も伺つておるところであり、本人の同意ということの規定しておりますけれども、そのところが確保できるように、運用上も地方を指導してまいりたいと考えております。

○尾辻委員 しつかり運用をお願いしたいと思ひます。

もう、ちよつと時間が参つておりますので、あと、今、いろんなところで、六十三条の返還ですね、返還債権というものは、全額返せというふうなことが間々、自治体ではあります。本来であれば、必要なもの、自立を助長するものであれば全額返さなくていいはずなのに、全額返せという指導

導がかなりされております。ここについても、私、かなり問題だと思つておりますので、これも、今回新しくこうなるのであれば、六十三条で全額返せよといったような基準や通知も少し緩めていた方がいい、自立の助長のためであれば大丈夫だということのはつきりわかるように通知などでお示しいたきたいということを申し上げて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○高島委員長 次に、初鹿明博君。

○初鹿委員 おはようございます。初鹿です。きょうもたくさん質問を用意してきましたんですが、やはり、一言、裁量労働制のデータの質問については私からも言わせていただかなければならないなというふうに思ひます。

まず、二千五百除いて九千幾つの事業場で再集計を行ったということですが、私、そもそも、調査のやり方が、事業場に話を聞いて、それで、それをもとに調査を行うというこのやり方が本当に正しいのかということを非常に、この間、疑問に思つておりました。やはり、どうしても、事業場が監督官から労働時間のことを聞かれたら、できるだけ少な目に言いたくなるのが私は心情ではないかというふうに思ひます。ですから、この九千も、私は定かじやないもので、やはり調査はやり直すべきじゃないかということをまず指摘をさせていただきます。

その上で、このいただいた資料を見ると、除外したものがないものかといつたら、①、一日の時間外労働が二十四時間を超えるもの。②、一日の時間外労働時間数と法定労働時間八時間を合算した場合に二十四時間を超えるもの。③、一週と月、一日と月、一日と一週について時間外労働時間数に逆転が見られるもの。

これは、見ればわかるじゃないですか。二十四時間、労働時間、残業時間を超えていて、これをもともと除外してなかったら、一体どんな集計しているのかというふうに私は非常に疑問に思ひます。だから、私はやり直しをまず求めま